

重要事項説明書

(通所介護)

マザーレイクデイサービスセンター

滋賀県指定2570600292

通所介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	マザーレイク株式会社
代表者名	片岡 理佐
所在地・連絡先	(住所) 大津市黒津1丁目6-18 (電話) 077-536-3901 (FAX) 077-536-3911

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	マザーレイクデイサービスセンター
所在地・連絡先	(住所) 草津市笠山5丁目3-66 (電話) 077-561-5135 (FAX) 077-561-5175
事業所番号	2570600292
管理者の氏名	蔵本 孝子
利用定員	19名

(2) 事業所の職員体制（単位ごと）

従業者の職種	人数 (人)	区分	
		常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	1	
生活相談員	2	2	
介護職員	6	5	1
看護職員	2	2	
機能訓練指導員	2	2	

※相談員は介護職員が兼務、また機能訓練指導員は看護職員が兼務とします。

(3) 通常の事業の実施地域

事業の実施地域	草津市・大津市（田上学区、青山学区、瀬田学区）
---------	-------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日 8：30～17：30

営業日	月曜日～土曜日
営業しない日	日曜日・年末年始
サービス提供時間	9時30分～16時30分

※緊急の場合は上記時間の限りではない

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	栄養と利用者様の身体状況に配慮した食事を提供します。食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
健康チェック	血圧測定等利用者様の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者様とその家族様からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。
日常生活動作訓練	日常生活動作訓練を通じ、在宅生活においても自身で行える動作の維持や再獲得について支援を行います。
余暇活動	自己選択による個別活動と合わせ他者と活動を共にする集団活動プログラムを実施します。

イ 費用

1、介護保険適用の際の、介護負担割合証に記載された額となります。※利用料別紙参照

2、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、利用者様の負担額を変更します。また、介護報酬の引き上げによる改定があった時には、利用料別紙のみ変更します。

3、介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

4、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は厚生労働大臣が定める利用単位数×10.45の額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食事サービスを受ける方は、材料費の実費が必要となります。(昼食¥660 おやつ¥140)
※食費について、利用当日のキャンセルは特別な事情が無い限り請求させていただきます。また特別な事情があり昼食を食べられない場合も請求させていただきます。

○ おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

○ 事業の実施地域外の送迎費

通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり100円

○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者様に負担して頂くことが適当と認められる費用は、利用者様の負担となります。

○ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用日の当日9時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日9時までに連絡がなかった場合	昼食代、全額負担

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をさせていただき、翌々月の12日前後に指定口座から引き落としさせていただきます。

4 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 蔵本 孝子 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 (077-561-5135) 面接 (当事業所相談室)
行政の窓口	・草津市介護保険課 電話 077-561-2369 ・大津市介護保険課 電話 077-528-2753 ・滋賀県国民健康保険団体連合会 電話 077-510-6605

5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

6 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応します
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年1回避難訓練を行います。

7 サービス利用に当たっての留意事項

○利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。

○当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご本人様の体調が悪い場合、サービス内容の変更、またはサービス提供を中止する場合があります。

○当事業所のサービス利用中は最大限の安全配慮を行います。利用者様が転倒等によって不幸にも怪我をされた場合、またはその他の緊急事態が生じたときは、直ちに応急処置を行い、かかりつけ医や救急への連絡を行います。併せて速やかにご家族様、担当ケアマネジャー及び市町村等へも適切な連絡を行います。

○他の利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに当事業所に申告してください。疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りさせていただきます。

○サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。

○当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

8 人権擁護と虐待の防止

○当事業所は利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために責任者を設置する等必要な体制の整備を行います。また、従業員に対し研修の機会を確保していきます。

9 暴力団排除

○事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他通所介護事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律【平成3年法律第77号】第2条第6号に規定する暴力団員をいう）であってはならないこと、またその運営について暴力団員の支配を受けていない事をお約束します。

10 事業所からの契約解除

ご契約者及びその家族様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者様等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合サービス従業者に対する不信行為に該当する具体例としては以下のようなものがあります。

- 1 パワーハラスメント行為(暴力、暴言、誹謗中傷など)
- 2 セクシャルハラスメント行為
- 3 個人情報漏洩に該当するような行為(無断で従業者の写真や動画の撮影、録音すること、写真や動画をインターネットなどに掲載すること)
- 4 その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為等

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容、及び重要事項、料金についての説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 草津市笠山 5 丁目 3-66

事業者（法人）名 マザーレイク株式会社

事業所 マザーレイクデイサービスセンター

（事業所番号） 滋賀県指定 2570600292

管 理 者 蔵本 孝子 印

説 明 者 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容、及び重要事項、料金の説明を受けました。

令和 年 月 日

ご本人

住所

氏名 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 印